

北海道大学法学部同窓会へのご案内

2024年4月吉日

北海道大学法学部同窓会

2024年度北海道大学法学部入学生の皆様、そして北大以外の他大学又は北大法学部以外の北大他学部から北大大学院法学研究科（博士・修士課程）及び北大法科大学院に入学された皆様、ご入学おめでとうございます。

皆様方は、ご入学と同時に会員数1万6千人を超える北海道大学法学部同窓会の会員になりました。同窓会員一同、新たに会員になられた皆様方を心より歓迎するものでございます。

同窓会へのご案内は、従前より、毎年4月当初に開催される入学生ガイダンスにおいて行わせて頂き、当該年度の入学生名簿が確定する5月に、新会員となられた皆様とご父母様等保証人の皆様との連名宛て郵送にて、文書による正式なご案内を行ってきたところでございます。

しかしながら、ここ数年はコロナ禍により対面開催の入学生ガイダンスが制限されていたことなどもあり、同窓会においては、先ず北大法学部のホームページを活用させて頂き、ご案内を申し上げ、5月に上記の正式なご案内文書を差し上げることにしております。

事情ご賢察の上、次のホームページ上の同窓会ご案内文書を是非ご一読されますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、新会員の皆様そしてご父母様等保証人の皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

付記

北大法学部を卒業されて大学院等にご入学された皆様方は、既に法学部同窓会員として登録済みでございますので、この同窓会案内の対象外とさせていただきますことを、申し添えます。

2024年4月吉日

2024年度北海道法学部、同大学院法学研究科、同法科大学院への入学生
及び各入学生のご父母様等保証人の皆様へ

北海道大学法学部同窓会 会長 佐々木 亮子

北海道大学法学部同窓会へのご案内

ご入学（ご進学）おめでとうございます。不断のご努力により難関を突破された入学生の皆様には心よりお祝いを申し上げますとともに、物心両面から入学生を支えてこられたご父母様等保証人の皆様には深く敬意を表するものでございます。

昨春までは引続くコロナ禍により学内外における在学生の皆様の諸活動は大きな制約を受けておりましたが、漸く正常な学内・社会生活が回復し、キャンパスに活気が満ち溢れる現在に至りましたことは、ご同慶の至りとするところでございます。入学生及びご父母様等保証人の皆様が今後ともご健勝であられますことを、同窓会員一同、心よりお祈りを申し上げます。

さて、北海道大学法学部同窓会は、これまで当同窓会の会員資格を北大法学部、同大学院法学研究科修士・博士課程及び同法科大学院の卒業（修了）生として参りましたが、2017年度の定時総会において、会員資格に係る同窓会規約の一部改正が行われ、学部及び各大学院の在學生であることをもって当同窓会の会員になることとされました。同窓会の存在とその意義・役割を在学時からご理解頂くとともに在学時から同窓会活動にご参画頂けるようにとの趣意から、この改正に至ったものでございます。

これにより、2018年度以降の法学部等の入学生の皆様については、ご入学と同時に当同窓会の会員になられることになり、従い2024年度入学生の皆様におかれても、今ここに延べ約1万6千人を超える会員を擁する当同窓会の会員になられたのでございます。新たな同窓会の会員をお迎え出来ますことは、同窓会員一同無上の喜びとするところでございます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

ご承知のこととは存じますが、戦後の1947年に法文学部の中に法律・政治学の専攻講座が設けられ、その最初の入学生が1950年に第1期生として卒業されました（今春の法学部卒業生は、従い第75期の卒業生になられたわけでございます。）。1953年には大学院法学研究科が設置されるとともに、法経学部が改組され、単独学部としての法学部が誕生し、2004年には法科大学院が設置されて、今日に至っております。

「法学部同窓会」は、これらの変遷と歩調を合わせながら、1974年には同窓会規約を制定し会の運営・活動体制を一層整えつつ、1980年代中頃から本格的な同窓会活動への取組みを進め今日に至っております。現在まで引続く主な事業活動としては、会報「楡苑」の発行や会員名簿の調製・発行、講演会・公開フォーラムや同窓生懇親会・交流会の開催、卒業祝賀会の開催など多岐に亘っておりますが、さらに、2018年度からは在学学生支援活動の一環として、法学部等との共同運営による、在学学生の将来の進路選択に資するための**法学部同窓会寄附講座（又は寄附講演会）**及び就職セミナーなどが開設・開講され、2020年度にはコロナ禍に伴う**経済的困窮学生向けの寄付金の拠出**、2021年度には学業・課外活動において顕著な成果を収めた在学学生・学生サークルを讃える「**北海道大学法学部同窓会賞**」を設営し、去る2024年3月25日第3回同窓会賞授賞式を挙行了したところでございます。

同窓会の存在意義は、一般に「同窓生同士の親睦や同窓生同士の協力・互助関係に資すること。」にあるとされておりますが、近年におけるグローバル化、構造改革推進の中で北海道大学も2004年に独立法人化され、将来に亘り国内外の熾烈な大学間・学部間競争と厳しい大学運営環境に晒されていく状況に鑑みますと、当同窓会としては、その運営・活動基盤を一層強固なものにし、北大法学部・大学院のアイデンティティの維持・発展に積極的に貢献していくとともに、そのプレゼンスを更に高めていく主たる母体になることが、強く求められている状況にあると考えております。

入学生の皆様、ご父母様等保証人の皆様におかれましては、以上の趣旨を是非お汲み取り下さり、「法学部同窓会」の運営・活動への積極的なご参画とご協力・ご支援を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。そして、諸物価の高騰が家計を直撃している現状において誠に心苦しいお願いとはなりますが、若し事情が許されるものとして、この機会に同窓会運営・活動の根幹・基盤となる会費納入のご手続きを頂けますならば、幸甚の至りとするところでございます。

お納め頂く皆様方の同窓会費は、一律20,000円の終身会費（2017年度定時総会における改正額）でございます。終身会費であるため、会費を納入されますと、以後生涯に亘り同窓会費の納入が不要となります（納入後直ちに「終身会員」として登録致しますので、以後同窓会から会費が請求されることは、一切ございません。）。

お振込みご利用の場合（振込先名義は、何れも「北海道大学法学部同窓会」でございます。）

郵便振替 02750-0-2988（事務室窓口に備置又は5月の正式ご案内郵送時に同封の振替用紙を用いますとお振込み手数料については無料となります。）

北洋銀行本店営業部	普通預金 1365501
北海道銀行札幌駅北口支店	普通預金 0458323
郵貯銀行 店番号 908	普通預金 0570608

最後になりましたが、入学生の皆様、ご父母様等保証人の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げ、北海道大学法学部同窓会へのご案内の挨拶とさせていただきます。

(ご留意頂きたい事項)

- ① 大学院法学研究科及び法科大学院(LS)にご入学されたことにより、当同窓会の会員資格を得る方は、北大以外の大学及び北大法学部以外の学部出身者の方でございます。北大法学部ご出身者は、既に当同窓会の会員資格を得ているからでございます。
- ② 同窓会発行の振替用紙(手数料同窓会負担)には、申し訳ございませんが、会員様ご芳名・所属(法学部等)を必ずご記載下さりますよう、お願いを申し上げます。
- ③ 終身会費である同窓会費(20,000円)を納入された在学生会員の皆様には、これまでは卒業生(修了生)会員にのみ配付していた年度会報(毎年8月当初に全国配付)を、保証人様ご住所宛てにお送りすることにしております。もちろん当然に、卒業後もお送り致します。ただし、全国配付の諸準備に一月以上の期日を要するため、当該年度の年会報は毎年6月末頃までに会費を納入された在学生会員の皆様に限ってお送りし、それ以降～翌年6月末頃までに会費を納入された在学生会員の皆様には、翌年度の会報からお送りさせていただきますことを、ご了承下さい。
- ④ 会費を納入(振込み)された時点で、直ちに**終身会員(これ以後「終生同窓会費を納入する必要のない会員」という意味です。)**として登録させていただきます。なお、会費納入に係る領収書又は同窓会からの受領通知などは、会員様及び同窓会の双方にお振込書の写しが保管されること及び同窓会の経理のシステム上登録漏れはあり得ませんので、発行しておりません。ただし、現金で納入される場合(ごく少数ですが)には、もちろん領収書を発行させて頂いております。会費納入及び終身会員登録についてご確認をされたい場合につきましては、是非ご遠慮なくEメール、FAX又は電話【事務局不在時には留守電】に、お名前(フルネーム)、在学年、ご回答先Eメールアドレス・FAX番号・電話番号等のいずれかを必ずご連絡下さい。同窓会からは、速やかに、回答させていただきます。

特に、会費を6月末頃までに納入したのに当該年の8月中旬を過ぎても当該年度の会報が配送されてこない場合や会報の中に会費請求書が同封されていた場合などについては、直ちに同窓会にご連絡下さい(誠に遺憾なことなのですが、会報配付委託先等のミスで、ごく一部とはいえ時々こういう事例が過去に発生しております。)

- ⑤ 在学生会員の皆様へのご連絡先・会報送付先については、特別な場合を除き、在学中は保証人様のご住所とさせていただきます。会員様ご本人の現住所については、同窓会においては把握することが出来ないこととされているからでございます(ご卒業(修了)後に会員様から新たな住所届出がない場合についても、同様の取扱いとさせていただきます。)。以上宜しくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。